

久喜市教育委員会令和5年2月定例会

開催月日 令和5年2月24日（金曜日）
開催場所 鷲宮総合支所3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時07分

久喜市教育委員会令和5年2月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
 - ア 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）（案）に係る意見聴取について
 - イ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 第 4 議事
 - 議案第 6号 久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について
 - 議案第 7号 教育財産の取得の申出について
 - 議案第 8号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について
 - 議案第 9号 久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第10号 久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について
 - 議案第11号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第12号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示について
 - 議案第13号 久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則について
 - 議案第14号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第15号 久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について
 - 議案第16号 久喜市公民館連絡協議会規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第17号 久喜市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令について

第 5 協議事項

ア 学校体育施設開放事業における休校時の学校の取扱いについて

第 6 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告、協議事項
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育長及び教育委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫

委員 山 中 大 吾

委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子

委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆

教育部副部長 斧 田 直 樹

参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦

参事兼指導課長 川羽田 恵 美

参事兼生涯学習課長 小森谷 修

参事兼中央公民館長 須 田 諭

学務課長 関 口 智 彰

学校給食課長 小 林 喜 則

文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美

臨時的任用職員 三 浦 友 也

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。

本日は、定例教育委員会開会前に新学校給食センターにおきまして食物アレルギー対応代替食の試食をしていただきましたが、いかがだったでしょうか。食物アレルギー対応食の提供は、調理する給食センターと実際に給食を食べる場である学校のきめ細やかな連携と安全対策が何より重要だと考えております。

さて、3年以上にわたります新型コロナウイルス感染症でございますが、ここに来て新たな感染者数も減少し、国では感染法上の位置付けを5月には2類から5類へ移行するというので、明るい兆しが見えてきたのではないかと考えております。

それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定でございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和5年2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告イ及び議案第6号は、人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告イ及び議案第6号については会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、三浦臨時的任用職員をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和5年1月20日に開催いたしました令和5年1月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のア及びイの2件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、教育長報告ア、令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

この度の補正予算案につきましては、2月13日に開会の久喜市議会令和5年2月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして1月24日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となつてございましたことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案につきましてご説明させていただきます。お配りしております別冊資料の令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）を御覧ください。

初めに、教育部各課において共通する歳出の補正でございます。64ページ、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費から、72ページ、6項保健体育費、2目学校給食費までのうち、減額補正となっているものについてですが、主に契約差金などによる執行残が見込まれる費用を減額するものでございます。

なお、このほかの理由に伴う補正予算案の内容につきまして各担当課長よりご説明申し上げます。

初めに、教育総務課が所管する補正予算案でございます。68ページ、69ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業名4、小学校校庭整備事

業 162 万円の増額でございます。内容といたしましては、平成 30 年度に実施した旧江面第二小学校の校庭芝生化において交付された県補助金の一部について返還するものでございます。

以上が教育総務課が所管する補正予算案の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 続きまして、教育長報告の補正予算案のうち、学務課所管分の主なものにつきましてご説明をいたします。

補正予算書の 6 ページをお開きいただきたいと存じます。6 ページ、第 2 表、繰越明許費補正の一番下の欄になります。10 款教育費、4 項幼稚園費、幼稚園運営事業 77 万 7,000 円の繰越明許でございます。こちらは、栗橋幼稚園の通園バス 2 台の安全装置の設置に係る業務委託料でございます。

昨年、他自治体で認定こども園のバスに園児が取り残され、お亡くなりになるという大変痛ましい事故が起きたことから、降車時の車内確認を乗務員に促すなどの安全装置の設置が義務付けられたところでございます。こちらの額は、同じ額を今回の補正予算において最終補正として計上しておりますが、令和 4 年度中に業務が完了しない見込みでありますことから、補正額の全額につきまして繰越明許費の補正を行い、令和 5 年度に実施するものでございます。

なお、安全装置の設置については、令和 5 年 4 月 1 日を基準日として、1 年間の猶予期間があるところでございますが、可能な限り年度内の早い時期に設置したいと考えております。

次に、歳入でございます。24 ページ、25 ページをお開きいただきたいと存じます。真ん中の辺りになりますが、20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、4 目教育費貸付金元利収入、1 節教育総務費貸付金元利収入の 1 細節、入学準備金・奨学金貸付金元利収入 133 万 6,000 円の増でございます。こちらは、久喜市入学準備金・奨学金の貸付金の返還額でございますが、当初予算における見込みよりも多くの額が返還される見込みであることから、歳入額を増額するものでございます。あわせて、歳出におきまして返還いただいた額を育英資金基金に積み立てますので、その積立額についても同額を増額するものでございます。

次に、26 ページ、27 ページをお開きいただきたいと存じます。こちらの真ん中の辺りになりますが、20 款諸収入、5 項雑入、3 目雑入、5 節雑入の 17 細節、中学校費雑入 4 万 4,000 円の増でございます。こちらは、旧菖蒲南中学校のグランドピアノ 1 台、体育館のグランドピアノでございますが、こちらにつきまして有効活用を図ったところではございますが、活用を希望した他の学校のピアノよりも状態が悪い程度のものであったため、売却処分をするものでございます。

次に、歳出でございます。68 ページ、69 ページをお開きいただきたいと存じます。一番下になります。10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費の事業番号 2、中学校教

材整備事業 14 万 3,000 円の増でございます。こちらは、先ほどと同じく旧菖蒲南中学校のグランドピアノ 1 台、音楽室のグランドピアノでございますが、こちらを有効活用するため、久喜東中学校に運搬するとともに、久喜東中学校にある既存のグランドピアノ 1 台を処分するための業務委託料でございます。

次に、70 ページ、71 ページをお開きいただきたいと存じます。真ん中の辺りになりますが、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費、事業番号 5、幼稚園運営事業 77 万 7,000 円の増でございます。こちらは、栗橋幼稚園通園バスの安全装置設置に係る業務委託料でございます。先ほど繰越明許費補正でご説明したとおりの内容でございます。

最後になりますが、74 ページ、75 ページをお開きいただきたいと存じます。13 款諸支出金、1 項基金費、3 目育英資金基金費、事業番号 1、育英資金基金積立事業 133 万 6,000 円の増でございます。こちらは、先ほど歳入でご説明したとおりの内容でございます。

学務課からの説明は以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 70 ページ、71 ページの 1 目幼稚園費、事業番号 5、幼稚園運営事業の栗橋幼稚園通園バス安全装置設置の業務委託料について伺います。

まず、置き去り防止のためのマニュアルというものはあるのでしょうか。それから、安全装置には、降車時確認式、自動検知式のほか併用式というものがあると聞いていますが、設置を予定しているのはどのような方式のものでしょうか。この 2 点について伺います。

○**教育長（柿沼光夫）** 学務課長。

○**学務課長（関口智彰）** 2 点ご質疑をいただきました。

まず、安全確認のマニュアルがあるかどうかというご質疑でございます。こちらにつきましては、栗橋幼稚園のほうできちんと安全確認のマニュアルというものを従前から作っておったところではございますが、この度の他自治体での事故を受けて、改めてきちんと様式化したような形で作成をして全職員に配付しているということで、私も実際この目で確認をしているところでございます。

それから、安全装置の方式でございます。こちらの補正予算案を作成したときには、いわゆる検知式ではなくて、運転手の方がバスの最後尾まで行って、ボタンを押して、その間に中を確認するというような簡易的なものということで考えておりました。ただ、最近いろいろな事業者のほうから安価でいろいろな方式のものが出ているということも聞いております。実際に購入する際には、予算額の範囲内でできるだけ効果の高いものを設置したいというふうに考えているところでございます。

○**委員（渋谷克美）** わかりました。

○**教育長（柿沼光夫）** 諸橋委員。

○**委員（諸橋美津子）** 先ほどの子どもが車内で置き去りになったときの対応のことなのですが、ある所では、子どもが車内に残されたとき、自分でバスのクラクションを鳴らして

存在を伝えるというようなことを教えているということを知って、これは一番大事なところと思ったのですが、久喜市ではそういったことはされているのですか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） ご質問いただきました子どもたちの訓練というところなのですが、栗橋幼稚園におきましては、9月16日に幼稚園バスのクラクションを園児が鳴らす訓練を実施しております。なお、同じ日の朝に私も栗橋幼稚園に赴きまして、園児がバスから降りる際の車内チェックの様子について確認をいたしました。こうした安全対策について、園の方できちんと取り組んでいるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 旧江面第二小学校の芝生化というところですが、その芝生化は、グラウンド全体を芝生化して、何に使うための芝生化か、用途が決まっていればお教え願えればと思います。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 今回の予算の増額162万円でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度に旧江面第二小学校の校庭整備事業として、校庭のトラックの中の部分、こちらを芝生化したものでございます。こちらにつきましては、県の補助金を活用して整備したものでございまして、この整備の翌年度となる令和元年度から令和5年度末までは、本市において芝生の利用、それから維持を行うこととなっております。そのような中、江面第一小学校との統合により、令和3年度に新校の江面小学校が開校しました。旧江面第二小学校につきましては、統廃合以降につきましても暫定的な跡地の活用として、地元行政区の活動ですとか、児童の放課後の遊び場として利用していたところでございますけれども、こちらにつきましては跡地の具体的活用が始まるということが決まりまして、こちらの施設の暫定的な利用は昨年12月下旬に終了したものです。そのようなことから、残りの利用期間に係る部分について県のほうに補助金を返還するというものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） では、旧江面第二小学校のグラウンドについては、今後用途や使用目的が決まったということによろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） こちらにつきましては、第三者への売却が決まったというところでございまして、基本的には本市の手から離れて引渡しをされたというところでございます。2月に引渡しの予定であるということを知りながら伺っております。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 何屋さんに引き渡したかというのは、個人情報で分からないですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 株式会社 C Cube Create（シーキューブクリエイト）という会社のほうに有償で譲渡したということでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告イ及び議案第6号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休 憩

午後 1時47分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について報告いたします。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 1時56分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第7号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第7号を上程し、これを議題といたします。

議案書の2ページを御覧ください。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第7号 教育財産の取得の申出につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

教育財産の取得に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、別紙のとおり久喜市長に申出をすることについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、文化財保護課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 議案書2ページ、議案第7号 教育財産の取得の申出につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項では、地方公共団体の長は教育委員会の申出をまって教育財産の取得を行うものとする規定されております。

議案書の3ページを御覧ください。

初めに、今回、取得の申出を行う教育財産の所在地は久喜市菖蒲町新堀75番地3でございます。教育財産の名称は、文化財整理収蔵庫でございます。

教育財産の土地については、地番が久喜市菖蒲町新堀字八束75番3と久喜市菖蒲町新堀字八束88番1の2筆で、地目はどちらも宅地、地積の合計が5,414.31平方メートルでございます。

教育財産の建物は、名称が文化財整理収蔵庫で、構造が鉄骨造2階建て、延べ床面積が1,620.64平方メートルでございます。

次に、財産を取得する理由につきまして、菖蒲学校給食センター跡地については、用途廃止以降、総合防災倉庫を含む緊急輸送拠点整備されるまでの間、暫定的に総合防災倉庫として活用してまいりましたが、令和4年12月2日に開催いたしました令和4年度第3回久喜市アセットマネジメント推進本部会議におきまして、同跡地の活用方法の見直しを実施し、今後は文化財保管庫として活用する方針を決定したためということでございます。

最後に、財産を取得する期日につきましては令和5年4月1日でございます。取得する教育財産の概要につきましては、議案書4ページ、5ページにある資料のとおりでございます。

私からの補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第7号につきまして質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 文化財整理収蔵庫について伺います。

この文化財収蔵庫というのは、どのような機能を持った施設となるのでしょうか。また、仮称のときには「収蔵室」であったのが、今回正式に「収蔵庫」となった理由あるいは経緯はどういうことなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） まず、久喜市アセットマネジメント推進本部から届いた内容ですと、文化財保管庫として活用する方針を決定したという形で通知がございました。その後、いろいろな関係各所との調整を図りつつ、文化財保護課としての跡地活用方針というものを去る2月6日付けで市長決裁で頂戴いたしました。その際に文化財整理収蔵庫という名称にさせていただいたというものでございます。内容的には、文化財の整理を

行う場所あるいは収蔵する場所、どちらでも使えるように幅広い意味での整理収蔵庫ということでございます。

それから、具体的にどういう活用をするのかというご質問でございますが、しばらくの間は暫定的な倉庫ということで、消防防災課が保有する防災資材もしばらくの間は暫定的に置くということで本部のほうから申し渡されております。こういったことで考えますと、今、文化財保護課で保有している分散資料をできるだけここに集約するような形で、しばらくの間は考えていきたいというふうなものでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 埋蔵文化財もかなりあるのではないかと思いますのですが、例えば土器の接合ですとか実測など、そういった作業というのはどこでやるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 埋蔵文化財につきまして、非検査の資料につきましてはここに集約したいというふうには思っております。非検査資料というのは、調査報告書に載っていない、あまり発表されない資料というふうにご理解ください。調査報告書に載っている貴重な資料につきましては、郷土資料館のほうで保有しているところでございます。また、接合等の関係につきましては、職員の鑑定がございますので、基本的には郷土資料館のほうで行うことになるものと考えております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 教育財産の取得の申出については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第8号を上程し、これを議題といたします。

議案書6ページを御覧ください。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第8号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について別紙のとおり決定したいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第8号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）につきましてご説明いたします。

別冊の第3期久喜市教育振興基本計画 令和5（2023）年度実施計画案と同実施計画案の修正等箇所新旧対照表を御覧ください。こちらにつきましては、前回開会の久喜市教育委員会令和5年1月定例会の協議事項として提出させていただき、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、事務局で再度見直しを行ったものでございます。

主な修正箇所について、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

最初に、新旧対照表のナンバー1、実施計画案の1ページ、「実施計画の概要」でございいます。年度ごとの実施計画につきましては、かねてから各期の久喜市教育振興基本計画を踏まえて策定の上、具体的な取組みを行うとともに、毎年度、点検評価を実施して必要な見直しなどを行ってきたところでありますが、今般、改めてPDCAサイクルによる進行管理という項目を設定いたしました。

2点目として、新旧対照表のナンバー10、実施計画案の20ページ、連番76でございいます。先般策定の第3期久喜市教育振興基本計画においては、義務教育学校の制度化に伴う小中一貫教育の在り方について研究・検討を行うこととしており、この基本計画の内容との整合を図り、取組みとして「小中一貫教育の推進」について、こちらを追加させていただいております。

3点目として、新旧対照表のナンバー23、実施計画素案の連番127でございいます。前回の定例会では、取組みとして「教職員研修の実施」について掲載させていただきましたが、例えば新旧対照表のナンバー24、実施計画書案33ページの連番128、新任者研修の実施などのように、研修体系ごとに取組みを記載することとしたため、これを整理して削除させていただいております。

4点目として、新旧対照表のナンバー28、実施計画書案の36ページ、連番141、「学校安全教育の実践」と新旧対照表のナンバー32、実施計画書案の37ページの連番146、「命を守るための安全教育の向上」、そして新旧対照表のナンバー49、実施計画書案の58ページ、連番215、「情報発信の充実」については、それぞれ、これまで対応してきた取組みでありますことから、新規としてではなく、非該当として改めさせていただいております。

最後に5点目として、第3期久喜市教育振興基本計画との整合を図り、各箇所において字句の修正等をさせていただいております。

以上5点につきまして、協議事項時から修正等をさせていただきました。

なお、本案につきましては、決裁後、速やかに市議会へ報告するとともに、市のホームページ等におきまして公表してまいります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第8号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、5点ほど伺います。

まず初めに、19 ページの5のグローバル社会で活躍するコミュニケーション能力を育む外国語教育の推進、連番71の「姉妹都市提携をしているローズバーグ市との久喜市中学生国際親善交流」及び連番72の「久喜市小学生イングリッシュキャンプの実施」について伺います。予算書上の事業名は空欄となっておりますが、実際にこの事業を行うのかどうかということ、また、ローズバーグ市との親善交流は、今年度、市民を対象とした訪問団の募集が行われておりましたが、中学生を対象とした今後の計画はどのようになっているのか伺いたいと思います。

2点目は、44 ページ、3の安全・安心でおいしい学校給食の提供、連番174の「学校給食審議会の開催」についてです。給食費改定の審議会は何回程度予定しているのでしょうか。また、改定後の給食費の適用はいつ頃を予定しているのか伺います。

3点目は、59 ページ、1の地域文化資源の発掘、連番216の「文化財の調査」についてです。この文章の中では「予算の範囲内で必要な学術的調査を行います」とあります。これは、委員の報酬を想定しての記述と思われるのですが、学芸員でもあります職員により予算執行を伴わない調査もできるのではないかと思います。学芸員、職員では対応できない特定の調査を予定しているのか伺います。

4点目は、60 ページ、3の文化財の活用、連番223の「調査報告書等の刊行」についてです。この中で「冊子を準備・刊行します」とありますが、令和5年度に刊行を予定している調査報告書はあるのでしょうか。また、前回の会議（令和5年1月定例会）の中で天王山塚西遺跡発掘調査報告書が未完とのことでしたが、この刊行はいつ頃を予定しているのでしょうか。

最後に5点目は、62 ページ、4の郷土資料館の充実、連番232の「文化財整理収蔵庫の活用」についてです。先ほどの説明の中にもありましたが、確認です。取組みの概要の中に「当分の間、同館を文化財整理収蔵庫として活用します」とあります。先ほどの議案第7号で今後の方針が決定されたわけですが、ここでの「当分の間」とはどのような意味なのでしょうか。また、ここにある「同館」というのは何を指しているのか教えてください。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） それでは、順番に行きます。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） ローズバーグ市との親善交流事業についてお答えいたします。コロナ禍で3年間、行ったり来たりの交流が中止されていたところですが、令和5年度におきまして、もし交流を再開するのであれば、ローズバーグ市側が来るという順番になります。先方のご意向を確認したところ、来たいというご意思があるということで、20名程度日本にいらっしゃるということは可能かどうかを次に検討する段階になりました。受入れの家庭につきましては、2019（令和元）年にローズバーグ市に行った家庭、また小学校6年生から中学校2年生のいる家庭を対象にアンケートでお問合せ

をしましたところ、20名を大きく上回る数の受入れ見込みが立ったことから、令和5年度の7月中・下旬に受入れという形で進めていくということで話が進んでおります。

以上です。

- 教育長（柿沼光夫） イングリッシュキャンプはどうなりますか。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） イングリッシュキャンプにつきましては、令和2年度に中止にただけで、その後、令和3年度はオンライン、令和4年度は日帰りというふうに進めてまいりました。令和5年度につきましても日帰りというところで検討しているところでございますが、今ちょっと宿泊施設のほうの体制が整っていないところでございますので、この辺りも施設の受入れ等に際して考えながら、やり方は検討しますが、最低でも日帰りということで実施のほうを検討しているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

- 学校給食課長（小林喜則） 学校給食審議会の関係でございます。審議会の開催回数につきましては、年4回を予定しております。

次に、改定した学校給食費の適用時期につきましては令和6年4月を予定しているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

- 文化財保護課長（堀内謙一） 幾つかご質問いただきましたので、順番にご説明をさせていただきます。

まず1つ目、資料の59ページを御覧ください。連番216番の「文化財の調査」についてでございます。ここでは、委員からご指摘のとおり、予算の伴う文化財保護審議会委員の調査を主に対象に入れているところでございまして、学芸員の調査につきましては、当然のことながら日頃から行っているということで理解しております。それらの成果につきましては、毎月行っている広報紙の歴史だよりでも発表して、好評いただいているところでございます。

それから、2つ目、60ページ、連番223番の「調査報告書等の刊行」についてでございます。令和5年度につきましては、刊行という意味では予算がついておりません。ほかのいろいろな業務との兼ね合いで、残念ながら調査報告書の刊行のため予算を確保することができませんでしたが、令和5年度以降に向けて準備をしてまいりたいというふうに考えております。それから、天王山塚西遺跡の調査報告書につきましても、早く令和6年度、令和7年度ぐらいになるのではないかなというふうに今の時点では見込んでいるところでございます。

それから3つ目、62ページの連番232の「文化財整理収蔵庫の活用」についてのご質問でございます。「当分の間」ということでございますが、現在、旧菖蒲学校給食センターにつきましてはいろいろな提案事項がございまして、その中の一つに、まだ起債への償還が続いているということがございます。これは、令和7年度まで償還期間が続いておりますので、現時点での方針もその辺りまでのことを見込んで決定しているところでござ

います。令和7年度以降に完全に使えるようになれば、またその時点で新たな方針を考えていくというふうに考えているところでございます。それから、「同館」とありますのは、ご指摘のとおり、菖蒲学校給食センターをイメージしていたのですけれども、同センターのほうが正しいのかなというふうに思いますので、もし直せるようなら直していきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○委員（諸橋美津子） 実施計画（案） 修正等箇所新旧対照表の8ページ、ナンバー46の中の「放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）」についてですが、「安全指導、安全管理の研修会等を実施します」とありますが、これは具体的にどのようなスケジュールで実施されるのか、またナンバー47の中の「放課後児童クラブ」に関しても「実現に向けて取り組みます」ということなのですが、これについてもスケジュールをどのように考えているのか教えてください。実施計画（案）でいうと52ページ、連番200と連番201です。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） ご質問の内容が理解できていなくてすみません。

○委員（諸橋美津子） 連番200の「放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）」の中で、「安全指導、安全管理の研修会等を実施します」ということなのですが、これまでこういった研修会はなかったと思います。これはどのようなスケジュールで実施するのか、また、次の連番201では「『新・放課後子ども総合プラン』実現に向け取り組みます」ということなのですが、運営委員会定例会が今年度4回開催された中でここまで踏み込んだ取組みの内容について話合いとかされていないのですが、今後どのような形でしていくのかということをお伺いしました。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 申し訳ございませんでした。連番200番の「安全・安心な活動拠点の確保」、ちょっとこちらについては確認をさせていただきたいと存じます。それから、連番201の「新・放課後子ども総合プランの実現に向けた連携」については、今年度予算を計上させていただいておりまして、ちょっと名称が出てこないのですが、こちらについても確認をさせていただきます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

では、暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時27分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 初めに、連番200のほうでございますが、安全指導、安全管理の研修会につきましては、東部消防組合のほうから講師をお願いいたしまして、救急救命講習を年1回予定しているということでございます。

次に、連番 201 のほうでございます。こちらにつきましては、市の保育課のほうと連携を図りまして、「新・放課後子ども総合プラン」というものがございます。こちらの中に放課後児童クラブを 25 万人分整備するというような目標が定められているのですが、こちらを放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）と共同で保育課と同時に取り組むという形でございます。こちらについて、令和 4 年度に放課後子ども教室運営委員会定例会を 4 回開催したという形になります。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 第 3 期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 9 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 9 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 7 ページを御覧ください。

議案第 9 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 9 号 久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第 9 号の久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

令和 5 年 4 月 1 日より公民館をコミュニティセンターに変更することを予定しておりますことなどから、必要な見直しを行うものでございまして、久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則について一括して一部改正するものでございます。

それでは、議案書の 7 ページから 10 ページ、議案参考資料の 1 ページから 7 ページを御覧ください。

初めに、改正規則第1条の久喜市教育委員会事務局組織規則でございます。組織規則第3条第1項の事務局の組織から中央公民館の項を削除するものでございます。

次に、第2項についてでございます。こちらは、各課が所管する施設についての規定でございまして、中央公民館が所管する7施設を削除するとともに、生涯学習課の機関として新たに設置されます「公民館事業推進室」を追加するものでございます。

次に、第4条の分掌事務についてでございます。生涯学習課の分掌事務のうち、第14号、「生涯学習センターの整備に関すること」につきましては、鷺宮総合支所5階に生涯学習施設「まなびすポット」を整備いたしましたところ、「生涯学習施設に関すること」に改めるものでございます。また、生涯学習課に新設となります「公民館事業推進室」の分掌事務を第15号に追加するものでございます。

なお、公民館の分掌事務を定めております久喜市公民館条例施行規則につきましては、先月の定例教育委員会におきまして廃止のご議決をいただいております。

次に、改正規則第2条の久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則でございます。議案参考資料の新旧対照表は、4ページから7ページでございます。

この度の改正は、令和5年4月1日より公民館をコミュニティセンターに変更することに伴うものと、市長部局が所管しております久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の内容に合わせまして、休暇時間を変更する必要がある職員の休憩時間の規定を新たに定める改正でございます。

初めに、新旧対照表の左側の案、第2条を御覧ください。こちらは、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第4条第1項の規定にございます公務の運営上の事情により休憩時間を変更する必要がある職員とその休憩時間を規定するものでございまして、新旧対照表の5ページから6ページにかけまして記載しております別表第1に記載のとおり、教育総務課、幼稚園を除く学務課、生涯学習課の職員の休憩時間を午後零時から午後2時までのうち1時間、業務の実情に応じ所属長が定める時限によって取得できるよう規定したものでございます。記載の3課とした理由でございますが、昼当番制を導入している所属所でございます。

次に、新旧対照表の4ページにお戻りいただきまして、第3条でございます。現行規則では第2条に規定していたものでございますが、第3条に改めまして、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第4条第1項の規定にございます公務の運営上の事情により勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間を変更する必要がある職員について規定するものでございます。

新旧対照表の6ページから7ページにかけまして記載しております別表第2に記載のとおり、幼稚園、学校給食センター、郷土資料館の職員の勤務時間等について規定し、現行規則の別表に規定してございます公民館については、コミュニティセンターに変更することに伴いまして、記載をしないものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第9号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第10号を上程し、これを議題といたします。

議案書の11ページを御覧ください。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第10号 久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第10号の久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令につきましてご説明申し上げます。

令和5年4月1日より公民館をコミュニティセンターに変更することを予定しておりますことから、必要な見直しを行うものでございまして、久喜市教育委員会事務専決規程、久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程、久喜市教育委員会公印規程及び久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程の4つの規程について一括して一部改正するものでございます。

それでは、議案書11ページから12ページ、議案参考資料8ページから14ページを御覧ください。

初めに、改正訓令第1条の久喜市教育委員会事務専決規程についてでございます。新旧対照表は、8ページから9ページでございます。第2条第8号中、中央公民館長に関する記載を削除し、課長に改めるとともに、第12条の課長専決事項の生涯学習課長専決事項に第8号としまして、「軽易な公民館事業の企画及び実施に関すること」を追加するものでございます。

次に、改正訓令第2条の久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程でございます。新旧

対照表は10ページ、別表（第3条関係）から中央公民館の規定を削除するものでございます。

次に、改正訓令第3条の久喜市教育委員会公印規程でございます。新旧対照表は、11ページから13ページでございます。別表（第2条関係）から公民館8館の館長の印を削除するものでございます。

次に、改正訓令第4条の久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程でございます。新旧対照表は14ページでございます。別表（第3条関係）は、部会について規定しておりますが、中央公民館長の規定を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第10号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 専決規程第12条の第8号の規定の中に今回追加・改正する「軽易な公民館事業」とあります。ここで言う「軽易な」というのはどういうものでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） ただいまのご質問の「軽易な公民館事業」につきましてのご説明でございます。これにつきましては、通常の公民館事業というものにつきましては、社会教育法22条の規定によりまして各種事業を実施するということになってございます。この事業を実施する際につきましては、久喜市の場合、独特の制度でございまして、運営委員会により、それぞれ公民館ごとに定員10名の運営委員の方がいらっしゃいまして、その運営委員の方と一緒に、次年度に行う事業、こういったものについての企画運営というものをしております。その事業計画を定めるに当たりまして、公民館事業につきましては、正式な形で運営会議というものの中で決まった年間計画の中で事業を実施していくのですが、その実施する事業につきましては、通常であれば、例えば講座のお知らせをしたり、市民の方の参加を募集したりということで、広く周知しながら行っていく事業というものでございます。軽易なものにつきましては、そういった市民への周知をそこまでしないような、例えば施設の中のギャラリーを開放して、どこかの施設の展示物を展示するとか、それから一度計画の中で定まった内容につきましても、軽易な部分での例えば変更というのが生じることもございます。そういったときにつきましては、その公民館事業の企画内容を少し変更しながらということも必要に応じてすることがございますので、そういったものについては生涯学習課長の権限の範囲の中で行えるような形でこういった規定を設けさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 11 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 11 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 13 ページを御覧ください。

議案第 11 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 11 号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第 11 号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の 14 ページをお開きください。併せまして、議案参考資料の 15 ページ、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。今回の改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日付けで市の機構改革が予定されておりますことから、変更後の組織名等と整合するよう、例規中の名称の改正をするものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。第 17 条に規定する審査委員会の委員について、現行の「財政部長」を「総合政策部長」に改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上が議案第 11 号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則につきましての説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 11 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 12 号

- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第 12 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 15 ページを御覧ください。
議案第 12 号について、提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆）** 議案第 12 号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。
久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫）** 学務課長。
- 学務課長（関口智彰）** それでは、議案第 12 号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示につきましてご説明を申し上げます。
議案書の 16 ページをお開きください。併せまして、議案参考資料の 16 ページ、新旧対照表をお開きください。先ほどの議案第 11 号と同じく、令和 5 年 4 月 1 日付けで市の機構改革が予定されておりますことから、組織名と整合するよう改正をするものでございます。
それでは、改正内容につきましてご説明いたします。別表に規定する委員について、現行の「健康・子ども未来部長」を「子ども未来部長」に改めるものでございます。
また、附則といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。
以上が議案第 12 号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示につきましての説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫）** 議案第 12 号について質疑をお受けいたします。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。
よって、議案第 12 号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
- ◎議案第 13 号
- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第 13 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 17 ページを御覧ください。
議案第 13 号について、提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆）** 議案第 13 号 久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 議案第 13 号 久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

組織機構改革により組織の名称が変更となることから、久喜市生涯学習推進会議幹事会委員のうち、「総務部企画政策課の企画政策係長」及び「健康・子ども未来部スポーツ振興課のスポーツ企画推進係長」の職名につきまして改正するものでございます。参考資料といたしまして、18 ページに掲載させていただいております。

なお、「教育委員会」から「教育部」への改正につきましては、全庁的に例規改正に合わせて適宜行っているということでございますので、今回併せて整理をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 13 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 14 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 14 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 19 ページを御覧ください。

議案第 14 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 14 号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 議案第 14 号 久喜市教育委員会の権限に属する事務

の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

新旧対照表のほうは、資料の 19 ページのほうを御覧いただきたいと存じます。今回の改正につきましては、機構改革により公民館がコミュニティセンターに変更になることに伴う改正でございます。

初めに、第 1 条に規定しております久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。東公民館、西公民館及び森下公民館の 3 公民館の図書室において、市立図書館の図書について館外利用を行っておりますが、現在、公民館の職員が貸出業務を行っているところでございます。令和 5 年度からは、コミュニティセンター化に伴いまして、市長部局のコミュニティセンター職員に教育委員会の業務である図書の貸出業務を行わせるため、関係課職員に補助執行をさせる必要が生じることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、補助執行に当たっては、地方自治法 180 条の 7 の規定に基づきまして、久喜市長に協議書を提出しており、異論のない旨を既に回答いただいているところでございます。

次に、第 2 条において規定しております久喜市立図書館条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。今回の機構改革により、コミュニティセンターにおいて市立図書館の図書を従来どおり館外利用に供するため、同規則第 6 条第 2 項において、久喜東、清久及び森下の各コミュニティセンターの図書室設置の規定を改めて設けたものでございます。

続きまして、同規則第 6 条第 3 項でございます。埼玉県内の他市町村の図書館から借り入れた図書の館外利用について、第 2 項の改正に合わせて従来どおりの利用とするため、所要の文言整理をさせていただくものでございます。また、同規則の様式第 2 号及び第 5 号について文言の整理を行わせていただくものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 14 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 15 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 15 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 23 ページを御覧ください。

議案第 15 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第 15 号 久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修）** 議案第 15 号 久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

先ほど議案第 14 号にてご審議いただきました久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴い、久喜市立図書館事務取扱要綱第 5 条第 1 項及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱第 2 条第 1 項第 2 号の規定の中で、引用した項において項ずれが生じますので、文言の整理をさせていただくものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫）** 議案第 15 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 16 号

- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第 16 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 25 ページを御覧ください。

議案第 16 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第 16 号 久喜市公民館連絡協議会規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市公民館連絡協議会規程の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、中央公民館長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 中央公民館でございます。久喜市公民館連絡協議会規程の一部を改正する訓令につきましてご説明させていただきます。

議案書 26 ページをお願いいたします。併せまして、議案参考資料の 25 ページ、新旧対照表をお願いいたします。公民館のコミュニティセンター化に伴い、これまで各公民館の館長、副館長及び運営委員の代表において組織する公民館連絡協議会を、現在の公民館を設置している区域を担当する運営委員の代表及び公民館事業推進室長で組織することに改めるため、所要の改正を行うものでございます。

初めに、題名を「久喜市公民館連絡協議会」から「久喜市公民館事業連絡協議会」に改めるものでございます。

次に、第 2 条第 1 号中、「各公民館」を「各地区で行われる公民館事業」に、同条第 2 号中、「共同事業」を「公民館事業」に改めるものでございます。

次に、第 3 条第 1 項中、「各公民館の館長、副館長及び運営委員」を「生涯学習課公民館事業推進室の室長（以下「室長」という。）及び久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程（令和 5 年久喜市教育委員会訓令第 5 号）の規定により各地区に置いた公民館事業運営委員」に改め、同条第 2 項中、「中央公民館長」を「室長」に改めるものでございます。

次に、第 5 条中、「久喜市中央公民館」を「教育部生涯学習課」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この一部を改正する訓令の施行日といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。

中央公民館からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 16 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 公民館事業推進室について伺います。

この「公民館事業推進室」は、一つの機関ということですが、これはどこに設置するのでしょうか。また、室長となる方は、課長級あるいは課長補佐級の職員が務めるのでしょうか、伺います。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 2 点ご質疑いただきましたが、まず、「公民館事業推進室」につきましては、今の生涯学習課の中に設置する予定でございます。次に、その室長につきましては、まだ人事のほうではっきりは示されていないのですが、今のところ予定では課長級ということで伺っております。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。
よって、議案第 16 号 久喜市公民館連絡協議会規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
- ◎議案第 17 号
- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第 17 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 27 ページを御覧ください。
議案第 17 号について、提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆）** 議案第 17 号 久喜市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明をさせていただきます。
久喜市立学校備品管理規程の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦）** それでは、議案第 17 号の久喜市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。
議案書 27 ページから 28 ページ、議案参考資料の 26 ページを御覧ください。この度の改正は、久喜市立小・中学校で使用する学校備品の規定を、現行の取得価格 1 万円以上のものから取得価格 2 万円以上に改めるものでございます。
改正の理由でございますが、市長部局が所管しております久喜市財産規則の規定の中の市の備品について、備品登録等に係る事務の効率化を図るためなどの理由から、既に 2 万円以上とする改正が実施されておきまして、学校備品につきましても同様の改正を行うものでございます。この改正に合わせまして、所管替えの「え」の字を削除する文言整理を行わせていただいております。
附則でございます。この訓令は、公布の日から施行するものでございます。
説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫）** 議案第 17 号について質疑をお受けいたします。
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美）** 今回、学校備品の規定を改めているのですが、管理責任者であります学校長は、この改正後におきましても、2 万円以上の備品を購入したときは教育長に報告する義務があり、また、処分するときも教育長の承認が必要となっております。学校長への権限の移譲あるいは事務の簡素化を図る上で、こういった購入や処分に係る報告や承認については、その金額を一定額以上に上げてよいのではないかと思うのですが、いか

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎協議事項 ア

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、協議事項でございます。

それでは、ア、学校体育施設開放事業における休校時の学校の取扱いについての協議内容につきまして、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、協議事項ア、学校体育施設開放事業における休校時の学校の取扱いについてご説明申し上げます。

協議事項資料の1ページを御覧ください。本日協議をお願いいたしますのは、休校中の学校体育施設の開放時間等についてでございます。

現在、健康・子ども未来部スポーツ振興課におきまして、久喜市立小・中学校の校庭や体育館などの体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放する学校体育施設開放事業を実施しておりますが、学校体育施設を利用する希望団体より、休校中の学校について、現行の規定にない時間帯での利用について相談が寄せられたとのことです。

このことを受けまして、スポーツ振興課では、施設の有効利用やスポーツ実施率の向上の観点から、学校施設を所管する教育総務課に対しまして、資料1ページの「2. 現行の要綱に新たに追加する利用時間の規定」のとおり、休校中の学校の開放施設並びに開放する日及び時間について追加する要綱の改正を実施したいとの協議がございましたことから、その回答案についてご協議をお願いするものでございます。なお、回答案といたしましては異議なしで回答したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの協議内容に対しまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

山中委員。

○委員（山中大吾） 確認なのですが、休校中というのは完全に学校を使っていない状況ということで理解してよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 現在の休校ということでございますと、上内小学校のようなところになります。学校としては、実際には授業等を行っていないということになりますけれども、休みの日などの学校開放、校庭を使ったり体育館を使ったりしている休校中についても学校開放をしているような上内小のような施設ということでございます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） それであるのならば、この「開放する日」、案の中で「平日、学校休業日」というふうなうたってあることに違和感があるのですが、平日お貸しするのであれば、平日はこの時間、学校休業日というと、これは土日のことを指しているのかというところなのですが、ここら辺はどのような意味合いなのかお教え願えますか。

- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榑原俊彦） 基本的に学校休業日といいますのは、土日祝日ということになります。平日というのも、それを除く日ということになりますので、この辺の考え方について整理する必要があると思うのですが、従来の土日祝日に加えて休校中の平日ということでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） 毎日ということですよ。毎日であれば毎日でもいいのかなと思うのですけれども、やたら回りくどいなと思いました。それと管理のほうは、鍵はどこでお渡ししたり、あと戸締まり、照明関係のスイッチ等、この辺はどのように管理する予定なのかお教えてください。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榑原俊彦） これまでの学校開放事業と同様に、スポーツ振興課のほうにおいて利用者のほうとやり取りをするというものでございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご意見、ご質問なしとの声がありましたので、協議を打ち切ります。ただいまの内容を踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。以上で協議事項を終了いたします。

◎その他

- 教育長（柿沼光夫） 日程第6、その他の次回の定例会についてでございます。開催日の案について、事務局より説明いたします。教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榑原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。今回は、令和5年3月22日水曜日午後1時から、会場は鷺宮総合支所3階庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。少し議案が多いので、午後1時からということで予定させていただいております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は令和5年3月22日水曜日、時間は午後1時から、会場は鷺宮総合支所3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 3時07分

◎閉議、閉会

- 教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和5年2月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年3月22日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾